

インドの貿易統計

統計部

まえがき

インドの貿易統計は、東南アジア諸国のなかでは、最も完備したものの一つである。その由緒をあげてみると、つぎのような点が指摘される。

(1) インド全域の貿易をカバーする月報を、商品別・国別の詳細な表（以下これを本表と略称する）を含んで発行している。東南アジア諸国でこれと並ぶものは、香港くらいのもので、日本の場合すら『日本貿易月報』は商品別・国別のかみ合わせた詳細表をのせておらず、この点まだインドにおよばない。

(2) 品目分類がくわしいこと。東南アジア諸国の品目分類は、インドシナ3国、インドネシアを除いては、いわゆる国際標準商品分類に準拠している。インドも他の国と同様に、いわゆる旧国際標準商品分類(SITC Original)を採用している(註1)。この分類は最もくわしいところで5桁の数字による品目コードが付せられ、通常各国は、これに準拠してこの5桁の下にさらに細分類を付して6桁数字あるいは7桁数字のコードをつけているのであるが、インドにおいては、細分類の下にさらに細々分類を設け、9桁の数字によるコードを設けている。このように詳細な分類を有している貿易統計は、日本をも含めて全東南アジア地域にその類をみない。

(3) 統計数字が過去に遡って訂正される。1956年以前は月報の数字が年報によって訂正されてい

たが、1957年以降年報の発行がなされなくなってからは、各月報の末尾に過去の各月に遡っての訂正表がつけられるようになった。この訂正は、統計の原資料となる輸出入申告書などの税関からの集まり具合がおそかったり、輸入品の評価が確立しなかったものがあとで確立されたりするので、やむをえないのであるが、通常は遅れて中央集計機関に到着した申告書については、申告書が通関した月の分に入れず、中央集計機関に到着した月の分に入れるような便宜処置をとっていることが多い。香港など、はっきりとそのことを認めている。ところが、インドにおいては、あくまでもこれを通関の月の分に入れることを原則とし、したがって訂正表があとから発表されるわけである。この措置は統計の利用者にとっては、正確ではあるが、あまり便利とは言えない。けだし、訂正表に従って過去の数カ月の分を毎月の月報が出るたびに、利用者自身が行なわなければならないからである。

(4) 少額取引が別掲される。1件1000ルピー以下の少額取引は Small Value Transaction (略してSVT) として、当該品目の最後の行に表記される。通常は、少額取引は貿易統計の本表(商品別・相手国別の最も詳細な表)からは全く省略し、総括表の金額にだけ含めるというケースが多い。シンガポール、フィリピン等ははっきりとそう認めている。インドにおいては、少額取引のあつかいについて上記のように省略しないばかりでなく、別表

において少額取引の商品別・国別の詳細な内容を掲示している。もし利用者がこれからたんねんにひろい出して貿易統計本表を訂正するならば、全く省略のない完全な本表が得られる仕組である。しかし、利用者にとってこのような処理を行なうことはほとんど不可能でもあり、また、少額取引の額の大きさからみても、このような処理を行なう実益はないので、正確ではあるが便利とは言えない。ただし1962年以降印刷ページ数の都合上、別掲が省略されるようになった。

(5) 商品分類の未確定のもの、評価の決定が保留されているものは、統計本表の最末尾に Value of Articles Under Reference として掲げられる。これは、のちに確定されて訂正表にのせられる。通常、このような項目は、その月の本表からははずされているもので、インドのような表示は他の東南アジア諸国に類を見ない。

(6) 年計が、年度集計から暦年集計へ、さらに年度集計へとたびたび変更されているので、過去からの時系列を暦年で得ることが困難である。特に統計本表の詳細な商品別・国別については膨大な計算を行なわなければならず、ほとんど不可能である。たとえば、われわれは、1961年のインドの暦年集計を得るために10万枚のパンチカードを費して、全品目・全相手国について、つぎのような計算を行なわなければならなかった。

(1961 Apr.~Dec.)+(1960 Apr.~1961 Mar.)-(1960 Apr.~Dec.) しかも、このような計算を行なってもなおかつ(1960 Apr.~Dec.)の数字が、暫定数字のため、結果としては、暦年数字を確定数字とすることができなかつた。正確な暦年数字の供給を要望した当方の現地調査者に対する答えは、インド政府の要請がない以上応ずることができないということであった。

以上のようなインドの貿易統計の諸特徴を通観してみると、冒頭に述べたように、最も完備しているといわれるインドの貿易統計も一般の利用者にとっては、あまり使いやすいとは言えないようである。すなわち、貿易統計がまだ完全に政府の業務統計の性格を保持していること、内容の完全性を追求するあまり、それが作製者側の一方的自己満足ないしは、もうしわけに終わっている観があることなどが指摘される。しかし、これはからい評価をした場合のことであって、全体としてみれば、年鑑こそ発行していないが月報段階では日本すらも凌駕している点、その他の巧拙はともあれ、当事者の追求意欲など、やはり一流の貿易統計とすることができる。

以上の概観は、インドの通関統計の原本である *Monthly Statistics of the Foreign Trade of India* についてみたものである。インドには、このほかにも通関統計を掲載した資料が存在するが、すべてこれからの引用である。なお、為替統計が、連邦準備銀行より出されていることは、日本の場合と同じであるが、本稿で取り扱う範囲には入れていない。

(注1) 国際標準商品分類および、その新旧の相違等については、『アジア経済』第5巻第5号、「日本の貿易統計(II)」, 参照。

I 貿易統計の機構

貿易統計の中央機関は、カルカッタにある商業情報統計局 (Department of Commercial Intelligence and Statistics) である。

現在、中央統計局 (Central Statistical Organization, CSOと略称) など、ほとんどの統計機構がニューデリーにあるが、貿易統計機構だけがカルカッタにおかれているのは、インドの統計機構の歴史的

な変遷による。

以下簡単にインドの統計機構およびその変遷と現状を概観してみよう(注2)。

第2次大戦前、イギリス領インドであった当時、事実上の中央統計機関は、1905年にカルカッタに設立された Department of Commercial Intelligence and Statistics であった。そこでは貿易、商業、海運に関する統計の作成を行なうほか、イギリス領インド統計年鑑、農業、物価、鉱工業生産、金融、会社などの部門について定期刊行物を各省の統計部局から材料を集めて編集刊行していた。もっとも、農業統計や教育統計の作成に関しては各州政府が所管し、さらに人口センサス実施に当たっては、臨時の組織が設けられており、厳密には完全にここに集中していたわけではない。商業情報統計局のこのような地位は、インドが1947年8月15日自治領として独立し、1950年共和国となったあと、急激に変化した。すなわち、5カ年計画策定のための基礎資料を得る必要から、全インドの統計機構は大改革が加えられた。その一つは、中央統計局の設置であり、他は National Sample Survey の設置である。かくして、商業情報統計局の権限は縮小され、中央統計機関としての機能を完全に失い、1950年頃から貿易統計の作成のみを、その任務とするに至ったのである。

(注2) 詳細はアジア経済研究所刊、『アジアの統計』、第1編、第1章、第4節参照。

II 貿易統計の書誌的紹介

インドの貿易統計(通関統計)の基本資料は、現在 *Monthly Statistics of the Foreign Trade of India* である。これは1956年この前身であった *Accounts relating to the Foreign Trade and Navigation of India* に代わって出てきたもので、

Accounts 時代には、年報として *Annual Statement of the Foreign Trade of India* が出されていたのが、*Monthly Statistics* に代わってからは年報の刊行は廃止された。

最初に、これら基本資料の貿易統計書の変遷やいかなる統計諸表で作成されているかについてふれてみたい。

1930年1月から1947年7月まで商工省の商業情報統計局で刊行された月報の統計書は、*Accounts relating to Sea-borne Trade and Navigation of India* であり、これが1948年8月から *Accounts relating to the Foreign Trade and Navigation of India* と書名変更になり、1955年12月まで継続して刊行された。これらの統計書では会計年度集計を採用しており、統計表の構成はつぎのとおりであった。

(1)品目別主要国別輸出入・再輸出、(2)輸出入単価・数量指数、(3)貿易収支差、(4)主要輸出入品単価、(5)アヘン、その他危険薬品貿易、(6)金銀・通貨の輸出入・再輸出、(7)入出港積下し船舶数およびトン数(国籍別)、(8)内陸国境貿易、(9)商品類別国別通貨地域別貿易。

さらに1956年4月から *Monthly Statistics of the Foreign Trade of India* と書名が変わり、現在に至っている。これは1959年まで暦年集計をとり、1960年からふたたび会計年度集計に改められた。そして1956年4月から1960年3月までは輸出入合併号であったが、1960年4月から現在に至るまで、Vol. I, Exports and Re-exports. Vol. II, Imports に分冊されている。

この統計表は、(1)類別部別グループ別輸出入・再輸出、(2)主要国別輸出入、(3)港別輸出入、(4)品目別国別輸出入、(5)港別品目別海上輸出入総重量、ネパールとの陸上貿易で構成され、*Accounts relat-*

ing to the Foreign Trade and Navigation of India に含まれていた輸出入総括表，主要輸出入単価・数量指数，内陸国境貿易などの項目は本統計書から除き，それらを *Supplement to Monthly Statistics of the Foreign Trade of India* に掲載している。

年報の貿易統計書 *Annual Statement of the Foreign Trade of India* は，4年ないし5年の時系列をもった統計書で，Vol. I, Vol. II と2冊に分かれている。Vol. I は，1930年から1956年までに8冊刊行されていて，商品別国別輸出入・再輸出表（細目表）が中心となって大半を占め，Vol. II は1930年から1952年までに6冊刊行されて，国別商品別輸出入・再輸出表（細目表）が根幹になっている。本統計書の細目は，前述の *Accounts relating to the Foreign Trade and Navigation of India* と同じである。

つぎに，上述の基本資料を加工・整理し，作成されている貿易統計関係資料にはつぎのようなものがある。

- (1) *Statistical Abstract of Indian Union* (年刊)
- (2) *Statistical Hand-book of Indian Union* (年刊)
- (3) *Monthly Abstract of Statistics* (月刊)
- (4) *Indian Trade Journal* (週刊)
- (5) *Reserve Bank of India Bulletin* (月刊)

(1), (2), (3) は，中央統計局から刊行された総合的な統計資料で，この中に貿易統計関係の諸表が含まれている。これらは，貿易総額と貿易収支差，輸出入数量・単価指数，主要商品別輸出入，主要国別輸出入，通貨地域別輸出入などで構成され，一般に利用しやすいように編集されている。(4) は，商業情報統計局から刊行されているもので，

貿易，為替，運賃，その他経済事情の現状と動向をとらえることができるように編集され，その上国別輸出入，主要商品別輸出入などの貿易統計諸表が，掲載されている。(5) は，インド連邦準備銀行で作成している為替ベースの統計で，その中に貿易統計が含まれ，輸出入貿易勘定，輸出入数量・単価指数，国際収支などが掲載されている。

III 貿易統計書の構成

ここでは，IIの中から，とくに第1次統計書と称しうる，*Accounts relating to the Foreign Trade and Navigation of India*，およびその年報になっている *Annual Statement of the Foreign Trade of India* ならびに *Accounts* の後身である *Monthly Statistics of the Foreign Trade of India* をとりあげることにした。

1. 1950～60年の貿易統計書の構成

1952年3月以前のインドの基礎的な貿易統計は海・空路貿易と陸路貿易とが分かれて刊行されていた。すなわち海・空路貿易では *Accounts relating to the Foreign Sea and Air Borne Trade and Navigation of India*，陸路貿易では，*Accounts relating to the Trade of India with Foreign Countries* がこれである。

この分冊の形態を一本化した統計書にしようという意図は，インドの統計当局には存在していたが，陸路貿易の統計数字が海・空路のそれより，かなりおくれて商業情報統計局に報告されてくるので，実現しなかった。しかし，1952年4月からは，陸路貿易（主として，パキスタン，アフガニスタン，イラン，ビルマとの間の貿易）を含めて *Accounts relating to the Foreign (Sea, Air, and Land) Trade and Navigation of India* とし，その Part C, Foreign Trade by Land に陸路貿易を別掲させ

ることによって一本化が達成された。さらに1956年4月から前述の貿易統計書の書名が、*Accounts relating to the Foreign Trade and Navigation of India*と改名された。

つぎにこの貿易統計書の内容構成の概略をみると、まず総括説明書、貿易収支が冒頭におかれ、つぎにPart Aとして海・空路貿易につき概況、輸出入数量・単価指数、総括表があり、国別輸入額、国別再輸出額、国別輸出額、通貨貿易などの第二段階の総括表がつづき、つぎに細目表になっている。ここでは商品別相手国別に輸入、再輸出、輸出の詳細が掲げられ、「はしがき」でいう貿易統計本表を構成している。

この部分がページ数も最も多く、210ページとほとんど全体の3分の2を占める。本表にはいろいろな特殊貿易の統計表としては、アヘンなどその他、危険薬品、保税倉庫商品残高、金・銀・通貨貿易などの各表が掲げられている。Part Bとしては、外国貿易船舶数およびトン数、Part Cとしては陸路貿易があり、これはPart Aとほぼ同様に総括表がまずおかれ、つぎに細目表に移って商品別・国別の輸入、再輸出、輸出の詳細が出ている。最後に索引がおかれ、*Accounts relating to the Foreign Trade and Navigation of India*, Dec. 1956によると総ページ数319ページである。

統計の記載様式は、各月別の統計とインド会計年度(1930年から1956年までは、表示された年の4月1日に始まる年度)の初月の4月からの累計を併記し、かつ前年の当該統計を掲載し、貿易の年間変動の程度がわかるようにしている。非常に特徴的なのは商品の配列順である。すなわち商品分類とは全く関係なく商品のアルファベット順に並べているのである。この当時の商品分類はまだ国際標準商品分類に準拠してはいなかったが、明らかに

下記のような5大分類をもとにした分類体系を有しているにもかかわらず、統計書における配列がこれと全然関係なくアルファベット順になっていることは理解に苦しむことである。

- (1) food, drink and tobacco.
 - (2) raw materials and produce and articles mainly unmanufactured.
 - (3) articles wholly or mainly manufactured.
 - (4) living animals.
 - (5) postal articles not specified (under Imports).
- postal articles (under exports).

2. 1957~64年の貿易統計書の構成

1957年1月は、インドの貿易統計に関し、きわめて重要な変更が行なわれた年である。

現在の *Monthly Statistics of the Foreign Trade of India* がこの年から *Accounts relating to the Foreign Trade and Navigation of India* に代わって発足し、内容的には、商品分類のSITC準拠の新分類への改正、統計年度の変更(1957年1月~59年12月まで暦年採用)、記載様式の変更、対比のための前年の統計の省略(当該月と初月からの累計のみ計上)、数量単位のメートル法への統一など貿易統計の形式・内容が一新され、国際比較を可能ならしめるように改正された。またSITCに準拠したインド貿易統計品目表(Indian Trade Classification)が海・空路と陸路の両ルートで共通に使用されることができるようになったため、1957年以前には陸路貿易が別計であったのを、海・空路貿易と統合し、ネパールとの陸上貿易を除いて輸出入統計の一本化が実現した(註3)。

Monthly Statistics を *Account* と比べてみると、貿易収支表、輸出入数量・単価指数、保税倉庫商品残高などが除かれ、かつアヘンおよびその他

総括表における比較

(単位: ルピー)

品目	年報		月報	
	1953~54	1954~55	1953~54	1954~55
I ~food, drink and tobacco				
A. fish (excluding canned fish)	16,17,658	14,25,636	16,11,482	14,37,709
B. fruits and vegetables	9,89,53,982	9,70,45,492	9,89,53,962	9,54,75,706
C. grain, pulse and flour	63,80,17,324	68,27,93,411	63,64,90,856	68,00,65,308
D. liquors	1,55,71,620	1,53,67,840	1,53,80,525	1,53,19,096
E. provisions and oilman's store	9,91,11,795	9,54,86,443	9,67,44,369	9,43,07,998
F. spices	5,59,60,530	4,28,51,894	5,59,60,530	4,24,53,464
G. sugar	9,12,55,886	37,36,10,515	2,32,64,379	21,97,98,752
H. tea	9,49,180	34,637	9,49,180	34,637
I. other food and drink	1,98,074	1,63,825	1,97,225	1,63,825
J. tobacco	79,46,288	1,17,90,135	79,46,288	1,17,90,135
合計	100,95,82,337	132,05,69,778	93,74,98,796	116,08,46,630

(出所) *Accounts relating to the Foreign (Sea, Air and Land) Trade and Navigation of India for March 1955* と年報の *Annual Statement of the Foreign Trade of India for the Four Fiscal Years Ending March 1956 and the Nine Months, April to December, 1956*, Vol. I.

危険薬品などが内計にして整理され、さらに陸路貿易もネパールとの陸上貿易のみを別項目で計上するなど統計表の整理が行なわれている。

以上、1950~60年代の貿易統計月報の内容をみてきたが、1956年までは年報が刊行されているので、これをつぎに取り上げることとする。月報の数字は年報で訂正されているが、両者の比較をみるため材料としてつぎの二つをとってみると別表のようになる。

上記のような比較表でもわかるとおり、年表と月報は、統計数字に関しては、食い違いを示すことが多い。これは、税関当局からの報告の遅れや、商業情報統計局が照合のため税関当局に検討させていた数字などを年集計の中に加えて修正することから生じるものである。したがって、年集計の統計数字を利用する場合、この年報の数字のほうが、修正済み数字で、精度が高いと考えられる。

また月報の3月号にのっている当該年度計に出ている、ある品目の相手国数と、年報におけるその品目の相手国数を比較したとき、年報のほうが相手国の数が多く、細かく列挙してあり、さらに

税関のある港別の数字も計上している。

(注3) 1957年3月号の *Monthly Statistics of the Foreign Trade of India* の Introductory Note 5はつぎのように述べている。

海路・空路貿易統計と陸路貿易統計の結合。——1957年1月以前は陸路貿易統計のために採用された貿易統計品目分類は、海・空路のそれと異なっていた。改正されたインド貿易統計分類では、海・空・陸路貿易の三つの形態に対して採用された。このため三つの形態の貿易数字を結合させることができ、かつ一つの表の中に外国貿易統計の数字を表示することができた。」

IV 統計地域

インドの貿易統計における統計地域は、イギリスの植民地支配、そして独立という歴史的変遷につれて変化した。

1920年当時は、現在のインド、西パキスタン、東パキスタン、ビルマまでの地域を含んでいたが、1947年、パキスタンと分離後、現在の貿易統計地域は、現在のインドとなり、なおネパール、ブータン、シッキムとの陸上交易およびアンダマン、ニコバル、ラカダイブ、ミニコイ、アミニディブ諸島との貿易が除かれている。

1956年12月以前のネパールとの空路貿易も除かれていたが、1957年1月から含まれるようになった。

外国貿易のために開かれている税関は、カルカッタ、マドラス、コーチン、ボンベイ、バロダ、デリー、パトナ、シロンクなどの税関地域に分かれ、これら税関地域のもとに税関が120カ所以上設けられている。

インド貿易統計における取引先の地域別および国別分類は、インド貿易コード表により5桁で分類されている。1桁分類では、イギリス連邦とその他の諸国に大別され、2桁分類では、通貨地域別で、ドル地域、スターリング地域、OEEC諸国（現在OECD）その他の通貨地域に分けられている。3桁目では、州別分類が行なわれ、ヨーロッパ、アジア、アフリカ、アメリカ、大洋州その他の地域に分類され、4桁および5桁目は、各国別にコードされている。

このようなコードで、貿易原表は作成されているが、貿易統計表は、各国別にアルファベット順に記載されている。取引相手国については、輸入は、販売国（country of consignment）で、必ずしも実際の実産国、すなわち製造品の場合、製造工程が行なわれ、完成された国とは限らない。例えば、ある国で製造された商品が他国の商社によって買い取られ、その後多少の期間をおいて、インドに販売され、輸入される場合がある。この場合は、第2番目の国が取引相手国である。

輸出は、最終仕向国（country of final destination）が取引相手国である。すなわち、積換えの途上の輸送節約や手段の変更による阻害がない限り、商品が引き渡されると予定された国である。

V 計上範囲および除外品目

1. 計上範囲

インド貿易統計は一般貿易方式（general system）を採用しており、したがって国内で消費されようと、保税地域にはいろいろと、税関を通過して、インド国に持ち込まれた商品は、輸入として取り扱い、他方、輸出は、インド国産品の輸出と外国商品の輸出である。したがって、貿易統計の原資料としては、輸出入申告書のほか庫入申告書および再輸出のための庫出申告書も原資料として利用されている。

通過貿易による商品移動については、1957年1月より *Supplement of Monthly Statistics of the Foreign Trade of India* に掲載されている（なお1956年12月以前は *Supplement of Transit Trade Inward and Outward* と呼ばれた）。

なお、政府用品の輸出入の記録は、1947/48年には、別計上で取り扱われているが、1948/49年から別計上でなく、主たる統計表の中に含まれることになった。

2. 除外品目

(1)金、銀貨幣等通貨、(2)通過貿易、(3)積換え貿易、(4)旅行者の荷物、(5)船舶用食料、(6)郵便文が除外される。

金、銀貨幣等通貨に関する取引は、除外品目として、統計から除かれているが、通貨でない銀や流通過程にない紙幣および鋳貨は、本統計に含まれる。旅行者の荷物については、それが課税対象品でないかぎり、本統計には含めない。

しかし、旅行者の携帯荷物が、課税の対象になった場合、(1)火器および弾薬筒、(2)その他武器および軍需品、(3)無線機、(4)楽器および部品、(5)酒類、(6)家具およびじゅうたん、(7)宝石および銀製品、(8)運搬具（自動車を含む）を除いて、貿易統計品目分類の931-02の中に計上される。

最後に、郵便文は、本統計に含まれないが、郵便小包による輸出入は、もちろん含まれ計上される。その際、貴石、宝石、金、銀糸、タバコ、映写用フィルム、時計を除いて、貿易統計品目分類の911-01の中に金額で計上される。

VI 数量および価格

1. 数 量

数量は、税関がチェックした輸出入業者の申告書に基づいて決められており、ある場合は、数量はなく金額だけが計上されているものも少なくない。また、数量は、イギリス式計量単位 (British measurements and weights) を採用していたが、1960年10月以降の貿易統計書には、国際比較を可能ならしめるため、メートル法 (metric units) による単位を記述している。そして、これら数量は、包装、袋、罐、箱、びん等を除いた正味重量が表示されている。

なお、本統計では、つぎのような数量単位の略字が、使用されているので列挙しておく。

数量単位名	略字
Tonne	T
Kilogram	KG
Gram	G
Litre	L
Cubic Metre	CUM
Square Metre	SQM
Metre	M
100	HND
Pairs	PR
Number	NO
Number of Packs	NOPKS

2. 価 格

貨幣単位については、ルピー建を採用している。輸出入業者からの申告価額は、国際慣習上、ドル建または、ポンド建で記載されているケースが多

く、これらを1米ドル=4.7619ルピーで、ルピーに換算している。その他の通貨の換算についても、ドル換算率に準じて換算されている。

貿易統計に記録された金額は、税関当局がそれぞれの申告価格に対し、最終的に決定した価格である。

税関当局の輸出入品の価格決定の基準は、1878年のインド税関法の規定 (Section 30, Indian Sea Customs Act VIII) によって卸売物価が基礎になっている。この規定の解釈は、輸出入価格が、国内卸売物価に比較して、著しくかけ離れた価格の場合、税関は卸売価格を参考にして、輸出入価格の査定を行なうというのである。したがって、輸出入評価価格は、これらを前提とした価格で、輸入はC I F価格、輸出は輸出税を含めたF O B価格で評価されている。

(統計課 関根英一)